

小松川区民施設舞台設備操作等業務委託仕様書

施設名 小松川区民施設（小松川さくらホール）

所在地 江戸川区小松川 3-6-3

対象施設 多目的ホール（3・4階）501 m²<フラット時>

① 可動式舞台（間口：15.46m 奥行：6.2m 舞台高さ：0～0.7m）

※舞台は4分割、舞台中央奥のみ300mmUP：6.5m（舞台面より）

② 可動式客席 350席（電動式可動客席）及び親子室（12席）

③ 多目的ホールは以下の形態で使用する。

（イ）ホール利用

可動式舞台、可動式客席、舞台音響・舞台照明設備を使用する形態。

（ロ）スポーツルーム利用

可動式舞台、可動式客席を収納した使用形態。

ホール控室（3階） 2室 36 m²

照明・映写室（4階） 49 m²

音楽室（4階） 50 m²

履行期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日

休館日 12月28日～1月4日、その他消毒・点検などによる休館日あり

開館時間 午前9時00分から午後9時30分

業務時間 業務開始時間は対象施設の業務準備を考慮した時間とする。業務終了時間はホール利用終了後の原状回復・点検・戸締り等を完了後の時間とし、利用者との事前打ち合わせ等がある場合はその終了時間も考慮する。

なお、ホール利用、事前打ち合わせ等が予定されない場合は、設備点検・相談業務等について、午後5時15分まで行うものとする。

また、区主催及び館が特に指定する行事实施時の業務時間については、別に協議する。

1. 基本事項

当該施設の維持管理及び運営に関する事項は、甲（江戸川区）が行い、この仕様書に規定する当該施設の舞台設備の仕込み・操作・撤去・復元作業に関する事項を、乙（受託者）がその責任において履行するものとする。

（1）業務履行にあたり、常に適正な勤務体系を維持し、責任をもって業務を履行すること。

（2）乙は、業務の実施に先立ち、舞台管理業務実績10年以上の実務経験のある業務責任者を定め、甲に通知することとする。業務責任者は、業務を指揮監督するとともに、甲及び受付業務受託業者との連絡を密にし、業務の情報等を交換し合い円滑な施設運営に努めること。

（3）乙は、乙の責に帰すべき事由により、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。なお、損害賠償額については、甲並びに第三者及び乙で協議の上、決定する。

（4）乙は、業務の実施に先立ち、甲と協議の上、次の事項を記載した業務計画書を作成し提出すること。なお、業務計画書を変更する場合も同様とする。

ア 業務管理計画 業務内容別に、実施日時、内容、手順、範囲、業務責任者、業務従事者名、安全管理等を具体的に定めること。

イ 実施行程計画 年間及び月間の業務内容別計画表。

- (5) 乙は、甲の担当者に業務日誌を提出するとともに必要な打合せを適宜行うこと。
- (6) 乙は、緊急な事態や受付での処理が不能と思われる場合は、速やかに甲へ連絡し、その指示に従うこと。
- (7) 施設内は、常時清潔を保ち、整理整頓しておくこと。
- (8) 自動車を利用する際は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定を遵守すること。
- (9) 乙は、この仕様書に表現されていない事項についても積極的に適切な業務を行うものとし、仕様書に記載の無い事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、甲の指示に従い誠実に業務を行うこと。また、本委託の目的上当然に必要な作業については、乙が負担するものとする。
- (10) 履行期間終了等により、乙の業務委託が終了し、別途業者に業務委託をすることを甲が決定した場合、乙は付帯設備の操作方法と区や地域団体の主催する行事の具体的運営方法について、別途業者に誠実に引き継ぎを行うものとする。
- (11) 最低賃金（毎年 10 月頃の改正により最低賃金額が改正された場合は、当該改正後の最低賃金）以上の額を労働者に支払うこと。

2. 遵守義務

- (1) 乙は、公の施設に勤務する者としての自覚及び業務内容に応じ必要な知識及び技能を持ち、職の信用を傷つけまたは施設の不名誉になるような行為をしてはならない。
- (2) 乙は、服装は、業務に相応しいものとし、必要に応じ各自名札を着用すること。
- (3) 乙は、業務を遂行するうえで、関連する法規がある場合はそれらを遵守すること。また、その適用及び運用は、乙の責任において適切に行うこと。
- (4) 現金及び金券の取り扱いに関して、不正実行の防止対策を構築すること。
- (5) 乙は、個人情報保護法及び江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例並びに江戸川区情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の漏えいがないようにすること。なお、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。乙の業務期間の終了後、並びに従事者が退いた後においても同様とする。
- (6) 乙は、館内禁止事項の遵守はもちろんのこと、違反者に対する注意喚起を行うこと。
- (7) 乙は、日常より業務内容に精通するように努力し、全ての利用者に対して、不快感をもたれることのないよう、正確・親切・丁寧に対応すること。
- (8) 乙は、利用者の安全を常に心がけること。なお、安全を妨げる恐れのある利用者の対応は特に配慮すること。
- (9) 災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保を最優先にし、適切な措置をとるとともに甲に連絡し、二次災害の防止に努めること。なお、事後速やかにその経緯を書面で甲に報告すること。
- (10) 当該施設に関する別契約の受託者又は工事請負業者等と相互に協力しあい、当該施設の保全に関して円滑な進行に協力すること。特に災害時及び事故等の緊急時には、積極的に連携し、適切な措置を速やかに行うものとする。
- (11) 乙は、利用者等からの苦情・業務改善の申し入れ、接遇態度への不満について、誠意をもって迅速かつ適切に対応するとともに、速やかにその経緯を書面で甲へ報告すること。
- (12) 乙は、「江戸川区第 6 次環境行動計画」に基づき、省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮配慮した取り組みに努めること。また、環境ホルモン物質の使用は禁止すること。なお、区が実施する取り組みには積極的に協力すること。

3. 業務内容

(1) 利用打合せ・相談業務

- ①施設予約システムと連携し、常時（原則として午後5時15分から午後9時30分の間を除く）、甲、受付業務受託業者及び利用者との打合せを行える体制をとり、利用者との連絡調整を行うこと。
- ②利用者と施設利用について、事前に打合せを行うこと。
- ③利用者から、施設利用に伴う使用料及び付帯設備使用料等の概算額を求められた時は、催物の内容を十分に把握したうえで、見積書等により概算額を提示すること。
- ④利用者との打合せで、利用者の要望が本仕様書の内容を超える場合は、利用者及び甲の承認を受けて、技術者を増員することができる。増員分の費用は必要により、利用者の負担とする。
- ⑤利用者の様々な利用形態及び要望に対応するとともに、適切なアドバイスを行うこと。
- ⑥利用打合せの結果について利用打合せ表を作成し、甲及び受付業務受託業者に報告すること。

(2) 舞台設備操作業務

- ①ホールの使用形式に合わせて、可動式舞台・客席の設営並びに収納業務を行うこと。
- ②舞台設備の仕込み・操作・撤去・復元作業を行うこと。ただし、利用者（設備操作の能力があると認められる者に限る）が行う場合には、指導助言・監督を行うこと。
- ③技術者は音響・照明の各1箇所に必要な人員を配置すること。そのうち1名は、舞台操作を統括できる業務責任者とする。
- ④舞台稼働時（準備・本番・撤収）は、各部門に人員を配置し、必要に応じ舞台操作技術者を配置すること。
- ⑤器具の貸出し及び格納を行うこと。この場合は、数量・破損の有無等を確認・点検すること。
また、舞台付帯設備の利用明細を甲及び受付業務受託業者に報告するとともに、利用者へ使用料の納付方法と納付場所を説明すること。
- ⑥外部からの持込機材の搬入・搬出に立ち会うこと。
- ⑦舞台の利用がない時には、舞台設備等が良好な状態で使用できるよう点検・整備（簡易修理を含む）し、清掃を行うこと。また、各種設備の保守等点検時には、必ず立ち会うこととし、保守等点検実施業者と相互に協力しあい、当該設備の保全に関して円滑な進行に協力すること。
- ⑧常に、舞台設備及び技術管理に関する調査・研究を行い、業務の改善に努めるとともに、必要と思われる事項については、甲に情報提供すること。
- ⑨業務の遂行にあたっては、施設の安全を最優先し、甲及び受付業務受託業者との連絡調整を密にし、舞台機能が最大限に発揮されるよう努めること。
- ⑩業務の遂行に必要な事務スペース・什器備品・消耗品及び光熱水費は、甲の負担とする。

(3) スポーツルーム利用に関する業務

- ①一般公開等、利用内容に合わせて卓球・バドミントン用具等の配置及び撤収作業を受付受託業者とともに行う事。（原則として午後5時15分から午後9時30分の間を除く）
- ②音響・照明設備使用の希望がある場合には、人員・設備上可能な範囲で対応すること。

(4) 音楽室付帯設備への対応

「ホール利用」以外の時間帯においては、受付業務受託業者とともに音楽室における付帯設備に貸出・返却に対応すること。（原則として午後5時15分から午後9時30分の間を除く）

(5) その他業務

- ①催し物における舞台看板等を、利用者からの要請に応じて作成すること。この場合の費用は利用者が負担するものとする。

- ②利用者の求める演出効果等は、必要に応じて適切な助言をし、それに基づく舞台操作を行うこと。
- ③乙の技術者では対応できない演出等の場合は、利用者の要請・承諾を得て、必要な技術者を別途派遣すること。この場合の費用は利用者が負担するものとする。
- ④ホール室内の電球及び消耗品等の交換を行うこと。必要な資材については甲の負担とする。
- ⑤区主催行事及び館が特に指定する行事については、円滑に実施できるよう主催者に技術的アドバイス等を積極的に行い、協議、連携し、業務を行うこと。